

第二十八回国会 参議院農林水産委員会會議録第四号

昭和三十三年二月十一日(火曜日)午前
十時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 重政 庸徳君
理事 柴田 榮君
藤野 繁雄君
清澤 俊英君
鈴木 一君
上林 忠次君
雨森 常夫君
関根 久蔵君
田中 啓一君
田中 茂穂君
堀 末治君
堀本 宜實君
安部キミ子君
東 隆君
江田 三郎君
大河原 一君
河合 義一君
北村 暢君
梶原 茂雄君
北勝 太郎君
千田 正君
北條 尚八君

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林政務次官

農林大臣官房長

農林大臣官房長

農林省農林

農林省農林

農林省農林

農林省農林

農林省農林

農林省農林

農林省農地局長 安田善一郎君
農林省振興局長 永野 正二君
農林省畜産局長 谷垣 專一君
食糧庁長官 小倉 武一君
林野庁長官 石谷 憲男君
事務局側 常任委員 安楽城敏男君
会専門員

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○農林水産政策に関する調査の件

○農林水産基本政策に関する件

○狩猟法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(重政庸徳君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

最初に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。中央卸売市場に関する件につきましては、昨年来調査を進めておりますが、いまだその問題を解決するに至っておりませんので、今期国会開会中におきまして、その関係者を順次参考人として出席を求めて、意見を聴取してはいかがかと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。参考人の人選、その日時及びその他の手続につきましても委員長の御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(重政庸徳君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(重政庸徳君) 農林水産基本政策の件を議題にいたします。

この件について、過日の当委員会における赤城農林大臣の説明に対する質疑を続けることにいたします。

○北村暢君 私は過日の大臣の、本年度に当りましての重点政策についての説明に対して質問をいたしたいと思ひます。

まず第一番目にお聞きしたいのは、農林白書、それから新しい新農林政策、これとの関連においていろいろな施策に基づく算化ということについて、いろいろ説明を伺いましたが、私はまずこの政策を見せたいと思ひます。

感じたことは、政府は一体これらの生産基盤の確立なり、あるいは畑作の振興、あるいは有畜農家の導入、畜産の振興、こういうようなことを掲げておられますけれども、これらのことが、白書にもいつておられますように、五つの赤信号を掲げて、これらの赤信号を解決するためには、農業の生産性を向上することにあるのだ、こういうふうにいっているようにございすけれども、確かに一面においてそういう点では私も肯定はするものでありますけれども、今とておられますいろいろな施策が、生産性が、向上するのかわからないかという点について、これからお伺いしたいと思ひます。

まず、六百万農家のうちの兼業農家というものが、戦前の四五%に比較して、現在六〇%になって、兼業農家がふえてきておるといふことは白書もいつておる通りであります。そういう

ような状況の中で、生産性を向上するといふことは、私は日本の農業の決定的な要素である。この生産性向上の障害になっておるのは、アジアの農業の特徴である零細農家、これの克服をどうするかということによって日本の農業の生産性は向上する。これを解決しない限り、題目で幾ら生産性の向上を唱えても、私は、実質的な生産性の向上、あるいは、日本農業経済の安定と

いうものは考えられない。この問題は、非常にむずかしい問題でありますので、今まで政府はなかなか取り上げなかった。従来の私どもの見ている点では、政府は、一体どこに基準を置いて日本の農業の生産性を高めるかといふのかという点について、まずお伺いしたいのだが、従来の政策は、専業自作農というものを中心にしたところの、いわゆる農家の約三分の一、いわゆる三割農政というものが、この三割に對する農政ではないか。そういうことからいいますと、六百万農家のうちの四百万というものは、政府の今とておる施策では救われないし、生産性の向上も期待できないじゃないか。こういうふうに思ふのだが、政府は一体農政の基本をどこに置いてやっているのか。まずこの点からお伺いしたい。

○國務大臣(赤城宗徳君) 兼業農家もふえてきております。また日本の農業がアジアの農家と共通に零細農家である、こういうことからして、非常に零細農家が多いが、健全な自作農を中心としての農政か、それとも違った考

え方があるのかというお伺いかと思ひます。

今お話しのように、零細農家の生産性を向上するということにつきましては、非常にむずかしい問題であります。農政の対象といたしましては、零細農家を切り捨てるといふような考え方は持つておりません。全体として農業、農林水産業に對する土地その他の生産性と同時に、労働の生産性をはかつていく、こう考えておりますが、そういう政策を、今もお話しのように、いろいろやっていきます上におきましては、自然といいますが、どうも上の方の農家によりよくいく傾向があることも承知しております。しかしながら、対象といたしましては、よりい

いとところを対象とするのではなく、全体として考えますが、全体として考えます中では、兼業の農家等に対しては特に力ぞえをしていくということがなければ、農家経営が維持されないと思ひますので、零細、あるいは兼業農家に対しては、相当力を入れていきたい、こういうふうに考えております。

○北村暢君 零細農家を切り捨てるわけではない、こうおっしゃられるけれども、大臣は一体農政の基準をどういうところに目標を置いて農家経営の安定をはかりたいのか。どのくらいの規模を持てば――まあいろいろの要素はあります。ありますけれども、どの程度の規模を持てば、農家経済が安定するのか、この点の見解を一つ承わりたい。

○國務大臣(赤城宗徳君) 規模をどの

標準でとるかという事は非常にむずかしいだろうと思うのですが、たとえば土地の広さだけで基準をとると、日本の平均が、北海道を除いて一町近いから、それを基準にするというわけにも参らぬと思います。たとえば農地は少くとも、それに対して集約的、あるいはいろいろな施策によって、土地の生産性とか、あるいは労働の生産性の上の場合も非常に多いのでありますので、土地の面積だけでどういふ農家を基準にするということにきめるわけにもいかないかと思ひます。しかしながら、たとえば開拓等につきましては、予算にも示してありますように、旧入植者に対しては融資の道を広げるとか、新しい方法による入植との差をなくするような方法をとつています。また新しい入植等につきましても、従来の営農形態等を変えまして、畜産とか、果樹とかを入れて、あるいはまた資金の量もふやしまして、健全にやつていけるというよりな形をとる。しかし、従来の農家にとりまして、どういふところを基準にするかというところにつきましても、面積だけを基準にするわけにも参りませんので、総合的に、集約化とか、多角化とか、あるいはまた共同化の中の一環として、これを見ていく、こういうよりな考え方を持つておるわけでありまして、はつきりしたことはあつて申し上げにくいのでありますが、そういう考えを持つております。

○北村暢君 私はその点がはつきりしていないという、農家経済を安定するといふことを口で言つても、私はその目標といふものがさつぱりどこにある

のかわからない。安定する、安定する、どこに安定するのか、これは私は出てこないのじゃないか。まあ、この点については、目標のとり方が、農業だけであることもできないだろうと思ひます。いろいろな産業の、鉄工業、あるいは流通部門の商業、こういうものとの比較から言つて、農家経済といふものを一体どの程度に持つていくか、これは統計的に大体出てくるのであります。終戦前のこの所得の比較からいけば非常に農業と鉄工業の差がある。これがまあ農地改革の成果によつてだいぶ縮まつて、現在――まあ終戦後においてはこの開きがずつと縮まつて、農業一に對して商工業二くらいまで――戦前は四倍から六倍開いておつた。こういうよりな状況のようでありまして、それが逆に今日の状況ではさらにその差が開きつつある。これはもう政府の出した五カ年計画にもはつきり出ておるわけですね。一対三くらいの形になつて出てきた――なりつつあるわけですね。そうすると現在の――戦後の農政のつて参りました政策が、三割農政というよりはむしろ上層農家に對する施策がとられてきたために、大臣が今零細農家なり、兼業農家なりといふものを切り捨ててるんじゃないと言ひながら、この農家自体の中における差と、それから鉄工業の中における差というものを、こういう二つの形で鉄工業と比較して所得が低くなつてきているといふことと、それからもう一つは農家の内部自体においても階層分化が進んできている、この事実については大臣は認められるのかどうか。戦後十年の農政の結果今日こう

いう状態が出てきたといふこと、これをもう率直に認められるかどうか。

○國務大臣(赤城宗徳君) お話の通り、戦前から比較いたしますならば、農家の所得、あるいは消費水準も二〇〇程度上つておりますけれども、鉄工業の所得、あるいは消費水準と比較いたしますならば三〇〇程度違つておりますが、二七、八年ごろからはその較差がなお開きつつあるという事実は私も承知しております。また農村内部におきましても、土地解放以後大規模の規模の大きい人々などを主として非常にこれがよくなつてきておると同時に、経営規模その他の条件上非常に不利な立場に立つておるといふようなこともありますので、農村自体における階層分化といふことは、そういうものも進みつつあるといふことは私としては承知しておるわけでありまして。

○北村暢君 これは、白書の中にも階層分化の問題には触れていない。これは農林省の役人がそんなことを知らないわけじゃない、知つておつたんだらうけれども、この点は白書に出てきておらないわけですね。今、大臣は、その点階層分化が進行しておるといふことを認められておられるわけなんですけれども、私もそのように考えておるが、大臣も同感だといふのですからその点は、さうだろと思うのだが、それでは実際にさういふことを認められておりながら、現在の施策がさういふ兼業農家の振興なり、あるいは労働の内容の劣弱化なり、こういうことがはつきり言われておるのだが、これに對して積極的な施策といふものは私は見られないんじゃないか。たとえば今度の生産基盤の確立のための土地改良事業の効率的

な実施の点についても、あるいはこの畜産振興についてもりっぱな施策だと思ふのです。と思ふのだが、しかし、自作の維持資金についても拡大したと、さう言われるかもしれないけれども、実際にこれを用意する意味において、私は兼業農家の振興なり何なりといふことは考えられて、さういふ切実に必要となるところに金融もなされたい。

あるいは土地改良の恩恵を受けたくても受けられないという形です。この兼業農家等においては確かに労働力は余つてゐるわけですね。余つて、使いたくても使えない。ところが一部には、平地地帯においては、これは生産基盤も確立してきますし、融資も重点的にいく。こういう形で、労働力が不足をして、なお機械化をし、さうして裏作なり、あるいは還金作物なり、どんどん改善されて、営農基盤といふものを確立してゐる。こういうことがどんでん一方では進みながら、ある一面において七割くらいは大多数の農民といふものが置き去りにされていくこの現実、大臣は今階層分化が進行していることをはつきり認めただから、この点は私ははつきり施策として出てこない限りにおいて、ほんとうの日本の農業を考えた農政とは言えないのじゃないか。今までの、戦後十年自民党内閣のつてきた農政といふものはさういふものであつた。これではいかに生産性を向上しようとしたって、六百万農家の約四百万といふものが生産性を向上しない限り、日本の農業が簡単に私に生産性が向上すると、さういふようになつてはならないのじゃないか。だから、施策の基準をどこに置くかといふことを私は盛んにお伺ひしているの

だが、さつぱりあいまいなことでここに置いておるのだから。さういふ状態では私はほんとうの農政とは言えないのじゃないか。やはりむずかしいけれども、そこへ踏み切つていくところにはほんとうの農政といふものがあるのじゃないか。さういふ考え方を持つてゐるのだが、大臣の考え方はどうですか。

○國務大臣(赤城宗徳君) 零細とか、小さい農家は切り捨てないと言ひながら、それに対する施策がないじゃないかというお話であります。しかしながら、決してないとは言ひえないのじゃないか。今御指摘になりましたが、生産基盤の拡大といふことであります。これは大農ばかりを主としてゐるものじゃなくて、その土地の土地改良、あるいは開墾等が進みますならば、その中に含まれてゐる小さい農家もこれは当然その恩恵をいふますか、その施策によつてこれは向上するわけでありまして。特に今度の予算におきましても、小団地等の土地改良というよりなこと、あるいは市町村の地元増反といふよりなことに非常に力を入れ、あるいは耕地整備の予算なども相当重きを置いておりますが、さういふことはその人個人としてはあるいはできないかもしれないけれども、一つの共同の土地改良等の中に入つて、さうしてその生産基盤の確立と一緒にさういふところにも施策の浸透はあると思ひます。あるいはまた土地経営面積の狭いのは畑作地に大体多いと思ひますが、さういふ点におきまして畑作に關する土地改良とか、あるいは畑作の振興のための技術指導とか、こ

ういふ面で今までの主食生産のみに頼るわけではなくして、その他の畜産をも含めた、小家畜等を入れた畜産等を含めた農業の経営というところに力を入れようというところで、それぞれ予算もつけておきますし、あるいはまたまことに不十分であります、流通対策という方面にも力を入れようというよりなことにいたしておきます。でありますから、お話をよりに、全く十分というわけにはいきませんけれども、政策の施行といたしましては、こゝろ一番上とか、あるいは何と申しますか、上層の農家というものを対象としてやっていくのではありませんで、全体としての農業政策をいたしておりますが、そのうちでも私も常に注意し、また考えなくちゃならぬと思ふのは下層といふか、そういう方面に力を入れていかなければ農村自体が非常にまづ行くといふますか、方向を誤るといふふうに考えまして、政策といたしまして、そういう方向へ持っていくといふことで、それぞれ予算もつけておきます次第であります。全然ないとはいへないのじゃないかと、こゝろいふに思考しておる、こゝろいふに御了解を願いたいと、こゝろ考えておるのであります。

○北村暢君 今、全然政策がない——全然ないとはいへないかもしれないけれども、実際に戦後十年の農政をやってきた結果が階層分化が進んで、零細農家はだんだん処理せられてきて、中農化の傾向をたどってきておる。これは否定できない事実として現在あるわけですから、たとえば私は、その中ではつきりこの日本の農業のこの零細性というものを克服する積極的な手段としていろいろな施策があるでしょうけれども、そのうちで一つ土地政策というものを考えて、土地政策について今までの政府にどれだけのこの土地政策に対しての考え方が、明確な考え方があったかどうか。私はまあほとんど全然と申していいくらいないのじゃないか、こゝろ思ふのです。今日生産基盤の確立というところで膨大な金をかけて土地改良をやっている、その反面において都市周辺においては、つぶれ地がどんどんできておる。作つたと同じくらい農地はつぶれていく。これに対して農林省は何らの施策を持っておらぬ。どうなんですか、これは一体。

○国務大臣(赤城宗徳君) 都市近郊の農地の転換の問題につきましては、全然施策がないというわけではありませんが、技術的にいいますならば農地法もありませんので、農業生産を阻害するといふようなこと、あるいは非常に土地が減つて、滅歩のためにあの農業経営ができませんというようなこと、こゝろいふことに対しては、土地転換に對しましては、嚴重に私、それを抑制して許可をしない方針をとつております。ただ地帯によりましては、まあ区画整理の法律とか、首都建設の法律とかいろいろ他の法律との関係もありまして、他産業との振り合いから、ときによつては許可すべきものも出てくるわけでありまして、しかしながら、原則といたしましては、私も農業経営を主として考えておるもので、そういう方面から考えて農地を宅地とか工場に転換することは極力抑えていられるわけでありまして、これは一つの例であります、農地対策につきましては、私も、放任しているわけではありませんが、農地の造成とともに一方において農地が減つていっている現状に對しましては大きな観点からこれを抑制し、あるいはまた転換後の問題等につきましても考慮を払つておるわけでありまして。

○北村暢君 今まあそういう考慮とか、抽象的にそう言われて、現実につぶれていっている土地というのはほとんど進行していつている。これを阻止することを、私は全部押さなければならぬといふことは言わない。言わないが、しかしながら、これは非常に無計画になされていくといふことは、私はもうこれは否定できないと思ふ。そういう面は、私はこの零細性の問題からいけば、土地問題というのは非常に大きな問題なんです、土地だけの面積だけでは解決しないかもしれないけれども、この大規模の開拓以外の零細な農家を克服するための増反の分の開墾、こゝろいふようなものも新農地法でできることなんです。つぶれ地の問題について農地法では相当な規制をしておる。しかしながら、現実にはこの農地法がその通りに運用されておらぬ。まあ小作料の問題、あるいは地代の問題、こゝろいふ問題もくずれてきておる。現在の農地法といふのは非常に私は、厳正に守られてきていない法律になりつつあるのじゃないかといふことを非常に心配しておる。実際にその増反の分の開墾といふような、未墾地の買収といふような問題についても全くこれは簡単にできさうなところができないといふのが実情でないかと思ふのです。最近の増反分の開墾の状況がどうなつておるのか。それからまた今盛んに

やつておる、この大規模開墾といふものの適地といふものの見通しが一体どのくらいあるのか。それから、またそういう点についての土地の高度利用と土地利用についての特別な調査機関を設ける——今度の予算若干とつておるようですけれども、一体これはいつになつたらこの土地の高度利用の計画ができるのか。聞くところによると、と、さつぱり作業も何も進んでおらないわけですか。いろいろこゝろあげて参りますといふと、政府の土地政策について何ら計画性もなければ、何もないのじゃないか。五カ年計画は立てたけれども、これは初年度からくずれていくのじゃないか、こゝろいふうな心配すらあるわけですか。どうなんですか、これは。こゝろ辺のところを明確に一つしてもらいたい。

○国務大臣(赤城宗徳君) 今例にあげられた一つでありまして、機械開墾、上北、根柵の機械開墾なども非常に成績を上げております。御承知の通りと思ひますが、従来は入植してから開墾していくといふことでありますので、非常にその間に作付もおくれるし、立ち上りが非常におそかつたんであります。機械開墾によりましては、機械開墾と同時に、その年から作付も上つておるわけでありまして、成績も上つておるわけでありまして、でありますので、こゝろの予算等におきましても、九州方面その他にこの機械開墾といふことを拡大していきたいと、こゝろいふことで予算の措置もしております。それにも見ますように、全然無計画で、行き当たりばつたりやつておるわけではございませんで、機械開墾の適地といふようなところも調査をしているわけでありまして。

また、今お話しした土地利用の調査といふことにつきまして、本年度予算も組んでありますが、これにつきましては、大体私の方でも全国に土地改良、開墾、干拓等をすべき場所あるいは面積等の調査もありませんけれども、高度利用といふ面から考えますならば、あるいはこれを畑作地帯とするのが適当か、あるいは草地造成といふことで畜産の方に仕向けた方がいふのか、あるいはまた山林の造成といふことに向けた方がいふのかといふこと等につきまして調査をして、その調査に従つてその事業を進めていった方が、高度利用といふことに向かいますか、適すると、こゝろ考えておりますので、土地利用の調査といふことをこゝろ——来年度予算からなお強化して手がけていきたい、こゝろ考えておるわけでありまして。

で、五カ年計画との関係であります。五カ年計画の線は非常に大きな線といひますが、少し抽象的な面もありまして、年次計画がまだはつきりしておりませんけれども、しかし、この五カ年計画と生産性基盤その他につきましましては、大体その線に沿つて計画を進められることになっております。いろいろ後ほど御指摘があるかもしれませんが、たとえば愛知用水といふ問題につきましても、こゝろの予算の裏づけは計画よりは低いのでございます。しかしながら、融資の面等につきましてこれを補充し、またこの五カ年計画の中で次々年度等における計画等とにら

み合はしますならば、これも五カ年以内に確かな見通しを持てるわけであります。でありますので、私どももいたしましては五カ年計画に沿うてこの農業水産政策を極力進めていく、合わしていききたい、こういうふうに考えておりますので、そう違つたことでもなく、また無計画でもない、私どもも考えておる次第でございます。

○北村暢君 いろいろ土地政策についても、私はこれは大臣がいかに答弁しようといえども、これは行政として、農政としては非常に貧弱であつて、まづやつてやるかやらないかわからないというくらいだろうと思ふ。

そこで、そういう点からして、今答弁を避けられておるよりだけれども、特に地元の増反分の開墾はやる気であるのか、どうなのかね。その進め方ですね。現在の農地法ではできないことはなつておるんだけれども、実際にはできないんです。大臣の出身の茨城県等においてこの問題は非常に紛争が起つてゐるわけなんです。これはとても普通の手段では簡単にいかない状態になつてゐる。これらについて、政府としてはこの新農地法の建前に立つてやる気があるのかないのか、そこら辺のところはどうなんですか。

○國務大臣(赤城宗徳君) 本年度の政策でもお話し申し上げましたように、市町村単位の地元増反というのには力を入れていききたい、こう思つておりますし、既存の地元増反の問題につきましても、場合によつては計画の変更もある場合もあるかもしれませんが、あるかもしれません、しかし原則としては、地元増反の線はやはり強

くやつていききたい、またやらしたいと、こう考えております。

○北村暢君 この点について私は、まあやつてゐるとか、やつてないとかといふことは見解の差になつてきますから多くは触れませんが、とにかく日本の農家の零細性というものを克服する、中農化の傾向をたどる、たどつていくといふことについては大臣はそういうふうになつてゐるのかどうか、これをまず明確にしたいと思ふ。

○國務大臣(赤城宗徳君) 零細農がつぶれるというふうな傾向もありまふし、また零細農が中農化に向いていくという傾向もこれはあります。しかし、私どもは零細農を中農化の方に持つていくという政策を進めていきたいと、こう考えております。

○北村暢君 そこで、中農化の方向に進めるというのには、それは生産基盤が安定してくるんですから、それはだれしも考えることだろうと思ふ。ところが、その中農化の方向に向つていく方法で、すなわちいかに指導されるのか知りませんけれども、現在はこの状態を見てみると、農地法そのものがくずれかかつてゐる。御存じのように土地取り上げ、あるいは小作地の取り上げというふうな問題が進行してゐる、これも事実だと思ふのです。私はやはり農地法の精神からいって、自作農をせっかく創設したものを零細であるからといつて簡単にこれを地主に集中していきつていくことは、これは根柢から農地法の精神というものはくずれるんだから、この方法はやはりとるべきではない。中農化の方向は好ましい傾向だけれども、その方法はとるべきでない。そうすれば勢い増反をやる、

あるいは農地の生産の共同化をやる、こういうふうな形で持つていく以外に手はないというふうな、中農化の方向でできないものは共同化の方向に向つていく、そして生産性を上げる、こういうふうな方向より方法はないのじゃないかと、こういうふうな思ふのです。現在とられてゐる新農村建設計画、いろいろな村作りの計画も行政としてやつておられる、私はああいうふうな新農村だけで大臣が共同化の方向を進めてゐるとか何となくいふことを答弁されるかもしれないけれども、あれだけでは私は共同化——これは若干なことではない、共同作業場とかその他あるかもしれないが、根本的な共同化の方向、あるいは増反による中農化の傾向をとる、こういう積極的な政府の施策というものが限られてゐる、ただ中農化の方向がいいんだといふことで、そういうふうな指導するといふことになつてゐるのを待つてゐるというふうなことになるのか、それとも自然とそう大臣の考え方がいけば、自然とそういうふうになるんだから、そういうふうになるのを待つてゐるというふうなことに私は私は考えられない。そういうふうな考え方を待つてゐるならば、その方法としての積極的な施策というものがあつてはかゝるべきだと思ふのだが、その施策は、先ほど来私が言つてゐるように、土地政策等においてもその傾向というものは見られない。まあ機械開墾等における従来の開墾の弊害から見えて思ひ切つた施策をとつた。これも事実である。しかしながら、これは非常に小規模のものであつて……私どもはこういうのは賛成であります。だから、

大いにこの機械開墾による大規模の開墾というものを拡大してもらわなければならぬ。そして貧農を作り出すところの今までの開拓政策というものを改めてもらふといふことも賛成でありまふけれども、現在、否定できない兼業化に進む、しかも適正農家というにはふさわしくない農家が現実にあるわけだ。これもやはり積極的に中農化の方向へ持つていく施策というものが、積極的な施策というものがなければならぬ、これが現在の農政には私はない、積極的な施策というものはない、こういうふうな考へておる。で、今度の予算の中でも、私はまあ、先ほど答弁がありましたが……、いろいろやつておるうちに言われておるけれども、実際にはそういう方向にはいつてないんじゃないか。この点について大臣はどういう見解を持つておられるのかお伺いしたいと思ふ。

○國務大臣(赤城宗徳君) 今の最後のお話の前に、土地の取り上げの問題であります。農林省といたしましては、農地法に規定されてゐるような条件に該当しないようなものに対しましては、土地の取り上げを認めておりましたが、ずいぶん訴願等もききますが、土地の取り上げを認めたようなことはほとんどないくらいであります。ただ地方の農業委員会や何かにおきまして、御指摘のようなことはあつたと思ひますけれども、いたゞらにといひますか、正当の理由なくして、土地の取り上げといふことにつきましては農地法を厳格に守つてこれを取り上げさせないという方針でやつてゐるのであります。

なおそれで地主がふえるんじゃないかといふようなことでもありますがけれども、私どもは地主というものを対象として農政を行なつておりません。従来の地主といへば小作料に頼つておるという考へ方でありまふから、まあ北村さんもそういう意味で申されたのじゃないと思ひますけれども、大きな土地所有者という意味で申されたんだと思ひますけれども、その大きな土地所有者といふことを対象とするといふよりも、やはり中小を対象として政策を進めていきつて、こういう熱意は持つてゐるわけでございます。そこで、それについては、地元増反とか、あるいは、共同化、こういうことが必要ではないかと、それについてあまり農林当局としてはその施策を進めてゐないんじゃないかといふ御指摘のようでもあります。これにつきましては、今お話がありましたが、それは別といたしましても、この三十三年度の政策として考へておる……繰返すようであります。地元市町村単位の地元増反といふことにも相当力を入れておる。今、開墾、干拓といふことにつきましても、初めは非常に予算を減らそうといふような財政当局の意図もあつたのでありますが、今のお話のような趣旨を私も考へておる。この方面につきましても、予算の裏づけを強く要求したわけでありまふ。それも大農といふようなものよりも、やはり小さい農家が中農になれるような方向へ内容を持つていきつてゐる。あるいは六十五億の小団地等の土地改良の利子補給の予算、あるいは法律案といふものにつきましても、あまり効果がないじゃない

いかという見方もあるかと思ひます。しかし、これにつきましては、六十億くらいは融資が出来ますから、利子補給につきまして相当な面積の小団地の改良もできるはずになっております。こゝういふ小団地、小さい所の土地改良にも仕事を進めていく、土地改良の事業を進めていくことは、やはり小農が中農になれるという基盤を作っていくことだと私は考えております。

なお、共同化が非常に進んでおられではないか、新農村建設の共同施設等はあるだろうかけれども、その他はないかなというところでありますが、これは一つの、小団地の土地改良も共同化の一つでもありましようし、あるいはまた流通対策といたしまして、私も共同販賣とか、あるいはまた団体協約とか、こゝういふような流通価格対策につきまして力を入れておるといふことも一つの共同化であらうと考えます。あるいはまた各種の農業団体がありますけれども、農林水産団体等の一環として——これもいすれお話があると思うのでありますが、大農の方が恩恵といひますか深いようでありまして、しかしながら、各種の農業団体等を通じて、その組合員としての共同化の一半をになわせる、こゝういふことにも相当強化すべく力を入れておりますので、御指摘のように十分というわけには参らぬかと思ひますけれども、相当私どもとしてこれに考慮を払いつつ政策及び予算の裏づけをしておることを御了承願ひたいと思ひます。

○北村陽君 今、農地法を厳格に守っていくんだ、それは法律を守っていくのは当たりまえの話なんで、それは大臣

もそのつもりで確かにおられる、しかしながら、そこは行政なんでありまして、実際に大臣の考えておられる農地法にいう土地取り上げの問題なり何なりというものが、実際に訴願がきておるが許可しないとか、するとか、しないかもしれないけれども、実質的にやみの小作料が横行しております。実際には訴願が受け付けられなくても、実質的な形で、裏の形でこゝういふことが進んでおるといふこともこれは事実です。だから、それが食糧法のより守られない法律が、守られないままにほつとくというならば、行政でも何でもなと思う。やはり農地法に基いて、農林省という役所があつて、行政権を行使しているんですから、この農地法が守られるような実質的な行政といふものが私は末端に生きてなければいかぬ。これがやはり……ところがこの農地法といふのは大臣の守らうという意思にかかわらず、くずれつつあるといふのが実際なんです。そこを指摘しておるので、私はやはりその点についてはまだ国会で研究するのだとか何とかという答弁だけでその行政がうまくいくとは考えられない。今の状況からいって実際にこゝういふふうに大臣の意思とは違つた方向に進んでいくといふことも事実であると思う。この点については実際に熱意をもつて、行政に熱意をもつてやられることが必要ではないか。

それと関連して、今度の国会には本会議の質問等にもありましたけれども、自民党の中に補償問題についての特別委員会が持たれ、これについては来年度予算で調査費を組むというのを一応大臣の意思でこれを取り下げたよ

うでございませけれども、こゝういふ空気があつたといふことも事実なんです。ですから、こゝういふ点からして、それからまたその自民党の中に設けられてゐる解放農地の補償の問題についての方とこゝういふものについて、私はこの解放農地の運動そのものについていろいろ利害関係者があつて、しかも相当の数の人がこれに参画して運動を進めておるといふことも知つております。こゝうしてまた形が地方によつて違ふ。それは南の方の香川、その他においては平均反別も少い。こゝういふ点からして解放農地の補償といつても金をもらふことに重点がなくなつて、これは解放した土地を返してほし

て、これは解放した土地を返してほしといふ要求の方が強い。逆に東北等に行けば解放した農地に対して反十万の補償をせよ、こゝういふ金の補償をしてもらいたいといふ要求で、同じ運動の中でもいろいろ要求が違ふ。従つて、前者の方の土地を返してほしといふという方向の要求といふものは、今の大臣の説明にかかわらず農地法といふものが実質的に犯される方向にあるといふことが言ひ得るのではないか。この運動はなまやさしい問題ではなくて、あれだけの運動をやつておるのでから相当な力で来ている。こゝういふ問題についても、今大臣は信念として農地法を守られると言われたのだから、私はその通りに理解はするけれども、今後ともその考え方といふものは変らないのかどうか。念のためにもう一度……

○國務大臣(赤城宗徳君) 農地法のいろいろ根本的な問題につきましては、いろいろ研究する余地があると思ひます。あつちと思ひますが、現在私どもは現在の農地法を守つていくといふことにつきましては私の考えに毛頭変りはありません。

○委員長(重政庸徳君) 速記をとめて

〔速記中止〕

○委員長(重政庸徳君) 速記を起し

○千田正君 先ほど北村委員から農地の零細農家の問題がありました。その一つの問題として農家の二、三男対策が今度の予算の上から見ればだいたい機械開墾あるいはその他において、開拓その他について吸収するといふような意味にしかとれないと思ひますが、大臣としてはやはり農家の零細農家といふことは二、三男の対策も含めて考えなければならぬ重大な問題であると思ひます。そこで農家に於ける二、三男対策としての根本的なお考えが何かあるかといふことを一言お尋ねしておきたいと思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) お話しのように、一番農村における二、三男対策といふことがむづかしい問題でもあり、また何といひますか、この対策が確立されれば非常に農政も推進されると思ひます。それにつきまして具体的な政策を持つておるかどうかといふことでありますが、これは政策ならば必ず二、三男対策ができるという一つの大きな線で解決できる問題ではなからうと思ひます。やはり抽象的なものかもしれませんが、日本のやはり工業力その他が相当伸びていきますならば、そこへ吸収される面もあつちかと思ひます。でありますので、人口政策といひますか、人の収容力いかにいふ問題にも関連するかと思ひます。

でありますので、工業化が進んで、こゝに吸収される場合もありましようが、吸収していくような政策もとらなくちやならぬと思ひますし、あるいはまた海外の移住の問題もこれは非常に数は少いのでありますけれども、これも推進していかなければならぬと思ひます。それからまた今お話しになりましたように、市町村を単位とした地元増反といふようなことで進めていくといふことも一つの政策としてつてゐるわけでありまして。あるいはまた土地生産基盤の強化確立といふことも一つはそのねらいがありまして、従来の単作地帯とか、あるいは畑作の生産力が上つておられぬといふようなところにおきまして、単作地帯を解消していく方向にもつていく、あるいは畑作地帯の農業を振興するといふことによつて、土地の生産性、あるいは労働の生産性を上げるこゝうによつて人口の収容力といひますか、農村二、三男の収容を進めていくといふことが一つのねらいでもあるのであります。こゝういふ点から考えまして、総合的に考えて二、三男対策に処していきたいと考えておりますが、一つの方途によつてこれは解決するといふわけには私どももいたしません。非常に困難を感じておるわけでありまして、いろいろな方法によつて二、三男の吸収力、こゝういふことに政策を進めていく、こゝう考えております。

○千田正君 広範にわたつた対策をお考えのようでありまして、特に私は農林大臣に要請する点は、あなたの農政の管轄の上において、特に二、三男対策の一つの重点対策として開墾入植といふ問題が大きな二、三男対策とし

て農林省の管轄の中で重点的な問題だと思ふ。ですから、この開拓入植、あるいはさらに最近の機械開墾に対する二、三男優先入植という面におきましても予算面における問題、あるいは金融ベースにおける問題等の重点政策を強化していく必要があるのではないかと、午前はこの程度にいたします。

○委員長(重政庸徳君) 御説の通りにいたしたい、こう考えております。

○委員長(重政庸徳君) この件については、午前はこの程度にいたします。

○委員長(重政庸徳君) 狩猟法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

この法律案は、去る二月六日閣法第三十号をもって内閣から参議院先議によつて提出、即日当委員会に付託されたものであります。

まず、提案理由の説明を求めます。

○政府委員(本名武君) 狩猟法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

現行狩猟法につきましては、つとにその不備な点についてその改正を要望する意見が関係団体等から提起され、政府といたしましては再検討を要する点があると認めましたので、研究を進めて参つたのでありますが、この問題につきましましては、広く各界の学識経験者の意見を聞くことが必要であると考へ、昨年六月、臨時に農林省に野生鳥獣審議会を設置し、野生鳥獣の保護増殖及び狩猟の規制に関する改善方策について諮問したのであります。審議会は、この諮問にこたえるため、数回にわたつて慎重に審議し、同年十一月農

林大臣に答申がなされましたので、政府といたしましては、この答申の趣旨を尊重して、有益鳥獣の保護の強化をはかり、あわせて狩猟の一層の適正化を期するために、現行狩猟法について次の諸点の改正を行うこととしたのであります。

すなわち、まず第一点は、空気銃の狩猟登録制度を狩猟免許制度に改め、これまでの甲種狩猟免許(銃器使用以外の猟法によるもの)及び乙種狩猟免許(空気銃以外の銃器を使用するもの)のほかに、空気銃を使用するものにつき新たに丙種狩猟免許の制度を設けるとともに、これら各種狩猟免許を通じて免許の欠格事項をこれまでの乙種狩猟免許の場合の欠格事項によつて統一することとした。また、狩猟免許に關連して狩猟に関する講習会制度を設けることによつて、狩猟を行う上

に最小限度必要な知識の普及徹底をはかることとした。また、

なお、狩猟法令に違反しました者につきましては、狩猟免許の取り消しの規定を設けるなど、狩猟免許制度について改善をはかることとしているのであります。

第三点は、狩猟法違反に対する監視、取締りを強化するため、違反捕獲物の譲渡禁止を一部の加工品にも及ぼし、鳥獣販売業者からも一定の報告を徴し得るようになり、また、狩猟法令に違反する罪について司法警察員として職務を行う者を都道府県の吏員のうちから指名できるようにし、その職務に従事させる職員を若干広めることとしたのであります。

以上が狩猟法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(重政庸徳君) この法律案の審議は日をあためて行います。ここでしばらく休憩して、午後一時から再開いたします。

午後一時五分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(重政庸徳君) 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き農林水産基本政策の件を議題にし、赤城農林大臣に対する質疑を続けることにいたします。

○東隆君 私は、大臣に、農地対策についてお伺いをいたそうと思つたのでありますが、午前中、北村委員から質問もありましたので、それ以外の方面についてお伺いをいたそうと思つたのであります。

農林大臣は、農地を解放されておりますので、その間のことを、身をもつて体験しておられますし、そういうよりな点で、今の農地制度の解放後における現状、そういうよりな点について、いろいろ御感想があらうと思つたので、それで、私は、今の農地関係は後退しておるのじゃないか、解放時代におけるやり方から考えてみまして、非常に後退をしておるのじゃないか、ことに農地委員会をもつておられてやつておつたあの時代、それが今農地委員

会になつて、しかも農林省の方では農林経済局の方に所屬して、そうしてほとんど農地問題については積極的なことをやらない、こういうよりな形でございます。そんなわけで、私どもは、この前の農地委員会制度改正の場合に、あの中に農地部を作つて、そして積極的なこの方面に農地委員会が活動することができるような態勢を作らうと、こういうわけで法律の改正等におつても、そういうよりな意図を持つておつたわけでありまして、法律の改正等を見て、農地部会ができるようになっておりますが、そういうよりな方面について、今回の予算等については、あまり考えられておらないのじゃないか、これも考えられます。それからまた、一つ、農地官を府県に置いて、そしてやりになる、こういうよりなこと

も計画をされておつたようでありまして、それが実は実現をしておらぬようでありまして、この間の御説明を聞きまして、農地対策として特に上げ得べきものは、自作農創設維持資金を五割増して、五十億であつたものを七十億にした、あの程度以外にどうも農地対策としてあまりないやうに考へる。そこで、おそろく農地補償の問題であるとか、あるいは農地の引き揚げであるとか、あるいは都市近郊の宅地に転換をする問題であるとか、いろいろな問題がたぐさございまして、そういうよりなものに対しての対策その他について、お考えになつた点がたぐさあろうと思つたので、そこで、基本的にどういふよりな点を少しお話を願ひたいと思つたのであります。

○國務大臣(赤城宗徳君) 今お話の通りに、せっかく農地の解放ということが行われまして、これも一つの大きな原因だつたと思ひますが、三年続きの農作と、自作農化した農民諸君が非常に努力を払つてきた結果である、このうよりな点に考へておられますので、農地解放の効果というものは、私どもも認めておりますし、従つて、この農地法に定めてある制度というものを維持していきたい、こう考へておられるわけでありまして、ところが、今一部後退しているのじゃないかというよりな話であります。それは午前中の北村さんもお話しになりましたが、土地の取り上げとか、こういうよりな問題も事実上あつた、これにつきましましては、午前中にもお話し申し上げたのでありますが、正当な理由のないものにつきましましては、当然拒否すべきものだと思ひますので、嚴重に監督をいたしておるわけでありまして、だんだん人口が多くなる、二三男対策の問題もある、あるいはまた、土地の造成がなかなかそれぞれ思うよりいかにないというよりな、いろいろな点もあつて、こういう紛争も起きてきておるんじゃないかというよりな考へております。ただ、そういう問題で農地委員会等において農地部会を設けることになつておるが、どういふふうになつておるかという具体的なお尋ねもあつたやうであります。農地委員会において農地の調査をするというよりなことも、少ないながら予算を計上いたしておるわけでありまして、あるいはまた、農地関係について農地官というよりなものを置くという意図であつたが、そういうものも置かなくなつてし

まったのではないかと、いうようなお尋ねがありましたが、その通りであります。実は、農地官を置きたいと思つたのですが、予算の折衝経過におきまして、御承知と思いますが、現在農地法関係の地方職員として、五百名ほど地方庁に補助職員を置いておるわけでありまして、予算の折衝途中において、この補助職員が削減したのであります。そういうことがありましたので、こゝに補助職員を予算面から削るといふことは、農地法関係のスムースに持つていくために非常に支障があるといふことで、相当強く折衝いたしました結果、これは復活いたしましたのであります。こゝに方面に実は相当な力をさいておりましたので、農地官といふものを置くことは実現しなかつたわけでありまして、そこで、現在といたしましては、この補助職員は、もう御承知と思ひますが、農地に関する権利の移動等の許可とか、農地転用の許可とか、耕作関係の事務等、農地法施行に關する事務を担当しておりますので、農地法の厳正執行のため、これをなお活用していくといふことが、さういふふうに考えておるわけでありまして、いろいろ問題もありませんが、なお大きな問題といたしましては、やはり午前中にも申し上げたように、農地の造成といふことが根本的に必要でありますので、土地利用の調査とかいふことによりまして開墾、干拓、適地、あるいは草地としての適地、山林としての適地といふものを調査の上、適当に農地の造成を行なつていきたい。この農地の造成につきましては、数字を申し上げますならば、おおむね二十九年度は三万五千六百六十町歩、三十年代には三万二千八百六十五町歩、三十一

年度には三万七千二百三十三町歩といふうちに農地の造成がされております。しかしこれと同時に、農地の毀滅もあることもまた御承知の通りであります。特に地元増反といふことにつきましては、面積をいましてはさう多い面積ではありせんけれども、新しくこの方面を進めていきたい、こゝにうふうに考えておるわけでありまして、農地関係につきましては、利害関係もありまして、耕地が割合に少く、人口が多くなり、こゝに日本の農村の実態から見まして、いろいろ紛争的なものもあることとあります。極力日本全体の食糧の総合的自給化及び農山村村民の生活水準の向上といふ点から、慎重に方策を講じていきたい、こゝにうふうに考えております。

○東隆君 私は、農地に関する農林省の基本的な考え方、態度、さういふものについて、特に農林大臣の過去の経験その他から考えて、基本的なものを一つ何とかお伺いをいたしたい、こゝに思つておつたわけでありまして、私は、農地解放といふ制度は、耕作をする者が農地を持つことが出来る、自作農になつたといふことが、これが私は農地解放の一番いいところだつたと思ふ。そしてそのときに残されたところの在村地主ですね、これはちやうどいわば沖繩に対する日本の潜在領土権ですか、あんなようなものであつて、あまり土地を持つておつても価値はない、しかし、将来耕作をするときにはしやすいような態勢、こゝにうふうなことであれは残したのじやないか。従つて、さういふような形でもつて残したものと、自作農になつた耕地といふものは、これは私は、中心は耕作権だろつと思ふ。それで、地主の所有権とそれから自作農の耕作権——この中にはもちろん所有権も含まれております、さういふうに考えてきたときに、自作農を中心として考えてみたときに、中心として考えなければならぬものは、耕作権ではないか。それで、地主が持つておられるところの所有権といふものは、現行の法律上においては、所有権といふものは非常に強くなつております。そのために、土地の取り上げであるとか、その他のことをやつたとくに、耕作権が債権として扱われていまして、しかし、物権として扱われておりませんから非常に弱みがある、そんな点を農地法その他によつて相当耕作権を強めておられる。こゝにうふうなのが現行の形だろつと思ふ。私は、さういふうに考えておりますが、これは間違ひありません。

○国務大臣(赤城崇徳君) 最初のお話のように、耕地に対する農民の立場は、まあかつて孫文が言つておつたように、耕作権——耕作者がその田を有する耕作権と所有権とが一致した形が一番いい形だ、こゝにうふうに考えております。しかし、そのときどきの労働能力といふ点から、経営能力等によりましては、足らない場合があつたり、あるいは余りある場合もあるかと思ひますが、さういふような形で、まああの当時も一部保有地を残したといふようなことになつておるうかと思ひます。しかし、地主の立場といふ立場から考えますならば、自分で作つておられるものは、これは耕作権としての立場であり、小作に入れているのはこれは地主としてのその分は立場にならうかと思ひます。しか

し、この小作に入れているといふものに対しては、今小作料の統制といふ点から、額も制限されております。し、実際面としては、小作料に依存するといふような昔の地主的立場ではないと思ひますので、今お話をうに、潜在的な所有権といふ点から、こゝにうふうな形でなかつたかと思ひます。しかし、場所によりましては、この取り上げといふものが行われておりますが、場所によりましては、また人によつては、この所有権といふものが非常に弱くなつて、法律上は所有権の方が耕作権より上でありまして、事実上、土地の取り上げといふことは不可能に近いといふような形で、耕作権が相当強化されておられるといふ面もあると思ひます。これはまあ私の見ておられる実態を申し上げたので、それをどうこゝにうふうに考えておられるか、さういふうに、農地法の趣旨については、今お話のように、耕作権を強化する、こゝにうふうに趣旨に基いておられることは申すまでもないと思ひます。ただし、耕作権といふものが物権にはなつてはおりませんけれども、昔から慣習がありまして、たゞに、作離れ料とか、さういふこともあります。公共事業等において買取する場合に、耕作権といふものは、さういふ権利も相当評価して見えておるわけでありまして、そこで、農地法の内容について二、三——申し上げるまでもないかと思ひますが、農地法の規定の中には、農地または採草放牧地の賃貸借は登記がなくても引き渡さなければ第三者に対抗できる。物権ではありませんが、法律上は賃貸借であり、登記がなくても第三者対抗の要件を満たしておる。こゝにうふう規定も

ありますし、あるいはまた、農地または採草放牧地の賃貸借について、期間の定めのある場合において、期間満了の六カ月ないし一年前に当事者が相手方に対し更新しない旨の意思表示をしない限り従前と同一の条件で更新されたものとみなすといふことで、相手方に六カ月ないし一年前に更新しない旨の意思表示がなければ、そのまま継続するといふうに、この耕作権も強化されておられます。あるいはまた、農地または採草放牧地の賃貸借の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申し入れ、合意解約、賃貸借不更新の通知ができないこととなつておられます。都道府県知事がこの許可を行つたに當つては、都道府県農業会議の意見を聞くこととなつておられ、また許可を行ひ得る場合も、賃借人が信義違反の行為を行つた場合に、法律上限定していること、また、私から説明申し上げる必要もないくらいに御承知のことと思つております。その他、小作料の額を一定率にきめておられる、賃貸借を文書で契約すること、その他、民法上は賃貸借になつておりますが、耕作権を物権化はしておられませんけれども、農地関係の賃貸借につきましては、非常に物権に近いような保護を与えてありますので、その保護につきましては、農林省といたしまして遺憾ないよう措置をいたすようにいたしたい。こゝにうふうに

有しておるところの耕地ですね、これの評価という場合には、耕作の者に譲り渡しをするという場合、耕作合、非常に問題がむずかしくなってくるわけですね。今の法律ではなかなか解決がつかないのじゃないか。というのは、所有権というものが非常に強くなつておられますから、そのために、自作農を創設するということがはばまれておると思ふのです。この点は、やはりもう少し条件を備えておるならば、物権とつきり規定をされてもいいのじゃないか、こういう考え方を持たざるを得ないわけですね。と同時に、都市の宅地だのその他の土地ですね、都市にある土地、あるいは通常の借地権あるいは借家権、そういうようなものも物権化しようとしている動きもあるのです。法律としては農地法の方が進んでおると思ふ。従つて、これを物権化することによつて、かえつて借地権あるいは借家の権利、そういうようなものが物権になることを醸成することにならうと思ふ。そういうような意味で、はつきり規定をされるような、そういうお考えはございませんか、法律改正その他の面で。

○国務大臣(赤城宗徳君) 在村地主の小作に入れたお土地というものは、私の考えから言いますと、耕作の権利はないので、所有権の中に耕作権が隠されておると、こういう形、それを自作農に移す場合には、耕作権が顕在するといふか、現われてきて、それで評価が高くなる。地主としては所有権だけ持つておつても、小作料が田ならば千円ぐらい、畑ならば六百円という価値なんですけれども、放すときには、これは耕作権が現われてくる、顕在し

てくるということ、ある程度これは高くなるということはやむを得ないのではないかと、これはほかの耕作土地を売買するときに、あるいは、ある程度高くなつておられます、ある程度高くなつておられます、これは耕作権が顕在してくるというか、現われてくるということ、仕方がない、こう考へておられます。

それから農地法について、せつかく物権的な保護を与えておるのならば、いま一歩進めて、これを物権化したらどうかという御意見のようにも拝聴いたしましたのでありますが、現在といたしまして、借地借家法の賃貸借等もありまして、その他いろいろあります。民法上の問題として賃貸借の一応範疇に入つておつて、しかもそれを強化しておる形でありまして、これを物権にまで持つていくかどうかという点には、法律上の異論もありまして、また、実態上なお研究の余地があるかと考へますので、今直ちにこれを物権化するというふうには考へておりません。

○東隆君 今、在村地主が持つておられます農地は、売買をするときには、潜在をしておるところの耕作権が顕在をするので、それで土地の値段が高くなるのだと、そういうお話ですが、都市近郊における耕地になりますと、これは耕作権を放棄することによつて土地の価格が高騰するわけですね。それで、これはプラス・マイナスで代数的にやれば何も問題はないかもしれません。が、しかし、非常に大きな問題を起しておるわけなんです。ことに戦争中に、通い作などをやつておつた者が、耕地を獲得した。こういうようなこと

から、それが宅地に転換をする。こんなような問題でもつて、一番農地補償の問題を引き起しておるときは、基本的な条件といふべきか、理由は、その辺でないと解決しなげやならぬ。指をくわえて高く売つておるのを見るのは、どうも何となく忍びがたい、こういうお話を聞いて聞かれます。そこで、本来ならば政府が買い上げて、そうしてそれを耕作者に売り渡す、こういう形をとつたのでありますから、従つて耕地として取得をしたものを、買い受けたものを、耕地以外のものに転用をされたときには、その増加額の分、そういうようなものを、税金、あるいはその他でもつて国が取り上げる。こういうようなことを当然考へべきじゃないかと、こういうことを考へるのですが、この点はどういふふうに考へますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 今のお話のように、都市近郊において農地転換をされる場合には、耕作権が顕在する。顕在するといふことは、逆にその農地を手放す、耕作権を手放すということ、非常に高くなる。こういうふうに見られるのは御説の通りだと思ひます。そこで、私は考へておるのです。土地解放のあのときには、解放する土地を買い受ける者は、将来自作農に精進する者といふことであつたのであります。でありますから、あのときに二反歩か、その辺ぐらいしか耕作してない者は、土地解放の恩恵に浴びなかつたといふ事情もあつたわけでありまして、その目的が自作農に精進するといふことであつたのに、その目的を更にして、宅地に高く売るといふようなことは、ほんとうは土地解放の本来の

目的と違つてくるわけですね。これが非常に高く売られるといふことにつきましては、解放した人なども不満を持つておるような声も聞きます。しからば、それを税金をかけてつたかどうかという御意見であります。これも一つの御意見かと思ひます。しかし、事実問題といたしましては、なかなか当事者の売買で、そういうことで税金がかかるという点にせよ、登記価格を一定の価格にのみ見せなければ、実際の価格だけを見ない向きもあつたといふような問題もありまして、実際の価格に税金をかけるという点には、いかにかと思ふのであります。私は、ほんとには手続がめんどうでも、前の農地改正前のように、一たん国に所有権を移して、そうして国から転換する。こういう形の方がいいのじゃないかといふふうには考へておるのでありますけれども、これを法律化するかどうかといふ点はまだ結論は持つておりませんが、税金をかけるよりは、農地を改正前のように、自作農に精進する目的を失つた場合には、やはり国に戻す、一応国に戻すといふ形で、国の方から転換をするといふことが、筋が通つていいのじゃないかといふ気持はしておられますけれども、結論を得ておるわけではございません。

○東隆君 今、筋が通つておることをお話しになりました。私も実はそれをおやりにする、もしやれないとすれば、税金でもつて取り上げるか、これよりほかには方法はない、二つしか方法はない、これを解決するには、それ、私はなぜこの点を申し上げますか

といふと、ほとんど都市が発展をしていくと、こういう形はもう避くべからざる形になつて起してくるわけですね。それで、都市が膨張するに従つて常にかこの問題が新しい問題として起してくると思ふ。それで、今のうちに抜本的にこれに対処するところの考へ方を講じておかなければ、農地制度に対するところの補償の問題を初めとして、その他幾多の問題が起してくる。それで、在村地主の農地問題は、これはこの宅地転換の問題に比べると、そう大きな問題はないと思ひますけれども、この宅地転換をする、あるいは工場に転換をする、その他いろいろ問題になつてくるので、何とかしてこの二つの方法のうち、今、農林大臣が好ましいと、こう言われた、筋道が立つておるというその方法を、これは一つ実現について大いに熱意を示していただきたいと、こう思ふのですが、どの程度の力の入れ方か、そう考へておるだけというのでは、はなはだもつて心細いのですが、どの程度考へておるか、一つ。

○国務大臣(赤城宗徳君) 大へん程度の問題になるとむずかしい問題であります。が、実は、そういういろいろの問題が――まだ農地法の精神は生かしておきながら、農地法の中に考えなければならぬ問題があるのじゃないか、こう考へておるわけがあります。へたにやりましても、農地法を變な方に持つていくおそれもありますので、なお研究の上、対処していきたいと、こう考へておられます。熱意の度合いにつきましては、どうもしかるべく御判断願ひたいと思ひます。

○東隆君 実はこの問題は、やはり所有権と耕作権の關係に關連してくると思うのです。それで、そういう考え方で見た場合に、所有権といふのは——農地としての所有権ですね、所有権は、次第にゼロの方に近づいていく、それから耕作権といふものは、次第に大きくなって、十の方になってくる、こういうのが、これが農地法の考え方からいったら、正しい考え方じゃないかと思うのです。農地の所有権といふのは、強い権利を持っているもので、耕作権はこれは非常に強い行使力を持っているのだ、こういうところまでいかなないと、今お考えになった国が買い上げるという場合には、初めに国が譲り渡したところの価格でもって買い上げるのだといつたって、だれも承知をする人はいないわけですね。やはりその農家が持っているところの耕作権といふものを評価して、そうして国が農地としてそれを買い上げる。そうしてそれを国が宅地に転換するといふ場合には、国の形でもって宅地に転換するのであれば、その場合に宅地としての評価したものは、国が取得をする、こういうことになると思うのです。そういう意味で、あくまで耕作権といふものを強化していかなくれば解決つかぬと思う。そういうふうにお考えになりますか。今の筋道通りにお考えになった場合にでも、耕作権といふものをあくまで強化して、そうしてそれを放棄するのではありません、しかし、耕地として国が買い上げをするという場合に、所有権といふものは問題にしないで、耕作権といふものを強くする、こういう形にならう

と思う。私は、そういう考え方にしなければ解決はつかぬのですから、最初から実は所有権と耕作権の關係を一つお伺いしていたわけですね。そうお考えになりますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 耕作権が相当強化されておりますし、これは保護していきたい、こう考えておりますけれども、所有権の問題は、これは全般的にも影響する問題であります。いかに耕作権を保護しても、所有権を否定するといふわけには参らぬかと存じます。これは、一つの経済の制度上の問題でもありまゝるから、所有権を全然否定するといふわけには参らぬと思つております。しかし、實際問題として、耕地につきまゝしては所有権といふものがあまり力がないといひますか、力がなくて、耕作権の方が強化されてきておるといふのが現状であると思つております。それで、先ほど申し上げました考え方の一つとして、国が工場敷地とか宅地に転換する場合に買い上げるという場合には、耕作権の価格といふものが高く見積られると、所有権の価格といふものが、耕作権の価格といふものが、今のお話の通りだと思つて、これはまあ實際からいへば、さういふ点にも出てくる、私は考へます。

○東隆君 今お話しになった通りの考え方から、やはり耕作権を強化する、耕作権といふものを分離して、そうして考へるといふ考へ方に立たない、と解決がつかないような問題になるのではなからうか、こう思ひますが、今筋道の通つたやり方だといふことを解決するのにも、やはり所有権と耕作権を分離して考へる、この考え方が、農地法の中を貫いてこないと、なかなか解決のつかない問題であらう、こう考へます

○国務大臣(赤城宗徳君) これは、所有権と耕作権はまあ分離して考へないでも、事実分離している建前だと思ひます。ただ、再々先ほどからも申し上げておきますように、實際所有権を否定することは、私は不賛成であります。が、事實上としては、所有権の行使が非常に薄弱で、耕作権の行使、あるいはこの利益といふ点から、この方がまあ非常に強くなつてゐるので、従つて、法律上の権利關係からいつても、耕作権が強化される、でありますので、法律的にも所有権と耕作権との二つは、別に考へられるわけでありまゝす。お話の意味がよくのめ込めない点もありまゝすので、なお御説明を聞いてからお答えをしたいと思ひます。

○東隆君 私は、耕作をしない農地を持つておる在村地主ですね、これは私は農家じゃないと思ひます。土地だけ持つて、そうしてそれを耕作者に小作をさせている人は、これは農家じゃないと思ひます。もちろんその人が動物を飼つたりあるいは蔬菜を作つたりして、あるいは農家だと言ふ人もあるかもしれませんが、さういふような意味じゃなくて、土地を貸して、そしてやつてゐるさういふ人は、これは農家じゃない、さういふ考へ方を持つて、それが、どうですか。その在村地主です、耕作をしない地主、これは農家とお考えになつておるのですか。それと地主だと、単に、その考へ方がはつきりしないと、この問題は解決しないと思ひますが、さういふふうにお考えですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) それは、いろいろなきめ方によらうと思ひますが、大体私どもも全然耕作してないで、土地を貸しておるといふことに對しましては、制度の上やその他に對しては、これは農政上の問題もありませんけれども、農業政策を行なつていく上といひますか、農業政策の上でも、今考へておられますように、国内の食糧の総合的な自給度を高めていくとか、あるいはまた、農山漁村の生活水準を上げるとか、さういふことの対象にあまりならぬわけでありまゝす。これを農家の範疇に入れるか、範疇に入れないかといふことにつきまゝしては、いろいろそのときそのときで、入れる場合もあり入れない場合もあるんじゃないかと思ひます。統計等については、入れない場合もある、あるいはさういふものも農村民として考へるといふような、いろいろな場合があるかと思ひます。しかし、實際全然耕作してないで、土地だけ小作に出しておるといふのは、農業政策実行上の対象からはどうしても離れがちなことと思ひます。制度の問題としては、別に考へなくてはならぬと思ひます。

○東隆君 今の御説明では、はつきりしないと思ひます。すなわち、私は、たとへば商業を町でやつておる、さうしてその人がその行政町村内におつたがゆゑに土地を保有したと、さういふような場合に、これは農家ではないと思ひます。さういふたぐいの者の土地を、耕作者に強制的に移す方法をお考へになりませんか。移転をさせることですね。それから農地解放の當時に村に飛出た、さういふ土地もだいたいぶん

残つておるんじゃないか。さういふ土地も實際に耕作しておる者に移していくと、その場合に時価でもつて、今のお話によつて移すといふことになる、これはさういふような場合に、やはりこれも補正をしなければならぬ。それは法律の目をくぐつてやつただけの話だ、従つて、さういふようなものを是正するために、何らかの措置をとる、さういふ考へはありませんか。

○国務大臣(赤城宗徳君) かつてはその町村に住んでおつて、土地を小作に出しておつた。しかし、今その土地を離れてどこかに行つておる者に対して、さういふふうにするかといふ第二番目のことにつきまゝしては、これは今の農地法につきまゝしては不在地主になりますから、土地解放といふことで、耕作者にその土地を所有させるということにならうかと思ひます。

第一のその土地に住んでおつて、かりに商業を営んでおる、そして所有地は小作に出しておる、これを強制的に耕作者に売却する方途を考へるかどうかといふことではありますが、これは強制的にやるといふことは考へておりません。といふのは、やはり所有権は所有権でありまゝる、その所有権が、耕作権を伴ひませんから、田畑等の本来の目的を果してはおりませんけれども、やはり所有権は所有権でありまゝる、まあ潜在的な所有権といひますか、場合によつては、小さい例を申し上げますならば、自分の前を小作人に貸しておくと、自分の前を小作人に貸して、土地所有者から見れば、自分で耕作するといふ気持はないけれども、あるいはそこへ、つまらない例で

あります。家が陰になつてもしょうがない、だから所有権だけは保有しておいて、小作料等は少くても、そのままにしておきたいというような例もあろうかと思ひます。そういう例とはまた違つた例もいろいろあろうかと思ひます。それに耕作人に売り渡すようにするといふやうなことは、まだ考へてはおきません。なお研究は続けたいと思ひますけれども、強制的に売り渡させるということは考へてはおらないわけでありま

○東隆君 私は、今の問題は、自作農を百パーセントにすることは、これは、困難かもしれないけれども、しかし、それに到達するのには、そういうよりよい方法を講じなければなかなかできるものではないと思う。それから、その他のことによつて、都市近郊の土地その他が非常にまた宅地に転換をするという

うことが、これは固定資産税その他を排除する一つの根拠にもなる。そして、制度として非常にいい制度になるのじゃないかと、こう考える。それと同時に、土地に対する相続税、これも、耕作権を十分に確立することによつて、一定の経営面積を保有する、こういうような場合において、やはり相続税も私は免除する対象になり得ると思う。そういうような点を考えてきたときに、單なる所有ということによつて、生産手段としての土地を所有しておる、そういう者にのみ固定資産税であるとかあるいは相続税であるとかをそういうようなものをかけるべきであつて、土地を中心にして経営をしておる者、耕作をしておる者、そういう者は、別途の形でもつてそこから上とこの収入に対して所得税をかける、こういうような形が、これが正しいやり方ではないかと、こう思うのです。が、この点はどうですか。

○國務大臣（赤城宗徳君） 耕作本位といふことになりましたるならば、今のお話のように、耕作による使用収益、従つて、固定資産税というよりも所得税というよりな形にいくのが筋かと思ひます。ただ、地方税のいろいろな関係から、現在といたしましては、税金といひますか、そういうことから、固定資産税というよりな税金もかかることになると思ひます。相続税につきましては、やはり耕作権が非常に強化されていくといふことになれば、これは耕作権が所有権と近づいて一体化するといふ形であります。そうすれば、やはり耕作権そのものにも一つの評価は出てくると思うのであります。そういうことから考えますならば、これは相

統税につきましては、収益ということ
 だけではなくて、一つの耕作権に対す
 る相続というものが考えられるので、
 相続税がかかるということは、これは
 あり得ると思います。ただ、農家にお
 きましては、実際の収益がそれほど高
 いものではないのでありますから、
 御承知の通り今度の税法の改正の中
 におきまして、相続税につきまして
 は、大部分の耕作農家が相続税の対
 象から除かれるというような税制の改
 正案を出しております。しかし、相続
 税の場合には、今のお話のように収益
 だけ、所得だけということではありま
 せんから、耕作権に対する評価、かり
 に耕作権が非常に強くなつて、所有
 権と同じようなものになつても、これ
 は相続財産としての評価といえます
 か、耕作権を財産として見るという
 ことにはなろうかと思ひます。こう
 考へております。

○東隆君　もう一つ。今のお話ですと、所有権と耕作権が同じものになる、こりいうことですが、これは自作農の場合においては、私は所有権はゼロになったつて一向差しつかえないと思う。しかし、農地を所有して経営をしない、小作人に渡しておる、こりいうようなものは、これは生産手段を単に私有しているだけであつて、そのものに対しては社会的な正義からいつても、私は相続税をかけるべきじゃないか、税を公平に分担させるという意味からいつても、かけるべきではないか。しかし、それを占有し、使用しておる耕作者の場合には、おのずから違つてきておるわけで、その土地を利用して、そして収益を上げ、その他のなにをやっておるんですから。所有権から生まれ

てきたところの利潤、地代、そういうものは、これは別だろうと思ひののです。農業じゃないと思います。そういうよりな意味で、それにかけることは、間違ひじゃないと思ひけれども、耕作者にかけるのは、これは耕作権が所有権と同じになるから、それにかけるののだ、こういうことになる、これはだいたい違つてくると思ひ。そういうような点で、私はやはり耕作権とそれから所有権というものをはつきり分けてです、自作農は耕作権と所有権を持つておるんだけれども、しかし、耕作権というものは、これは十の価値を持っているけれども、所有権はゼロになつ

くるのじやないか。こういうのが実は私のきょうお伺いをした中心であつた。大臣の考え方は、実はまだ現状を、法律を守つてやうと、こういふことを強調されておるのであつて、今のような問題は、何としても絶えないで、どんどん起きてくる。こういふふうに考えられます。従つて私は、きょう大へん委員各位には迷惑だつたと思ひますけれども、基本的な問題についてお伺いをしたわけであります。しかし、その点についても一つ熱意を示して下さつて、改正その他について一つ精進をしていただきたいと、こう思ふわけであります。

○江田三郎君 農林大臣に初めてなんですが、今まで就任されてから、いろいろの委員会で御見解を述べておられると思いますが、私初めてなものですから、ちよつと今までおっしゃっておられたことに重なるような点があるかもしれません。が、昨年農林省の方で白書を出しになり、これはわれわれ非常に興味を持って拝見したわけです。それから、それに基いて基本政策を発表なさった。そこで、その白書なりあるいは基本政策で出されておる点、われわれも同感する点がありますし、また同感しない点もありますけれども、それがどのように予算化されるかということで、注目をしておったわけでありまして、この間、農林大臣の基本的な見解を伺ったわけですが、どうも今まで農林白書なり、それからそれに基く基本政策からいきますと、ここへ出されたところの、この間説明されました基本政策というもの、少しポイントがはずれているのではないかという印象を受けるわけ

す。そこで、まあ順序を追ってお尋ね
したいと思ひます。

まず最初にお伺ひしたいのは、あな
たの説明の中で、一番の基本として農
林水産業については「その生産性を向
上し、他産業と均衡のとれた所得を確
保することに努める」、これが一番の
柱になってくると思ひます。この点
は、他産業との均衡のとれた所得とい
うことを打ち出されたことは、非常に
注目すべきことだと思ひますが、た
だその言葉だけでは困るわけではな
く、その内容がどのように具体的に裏
づけをされているかということだと思
ひます。そこで、私のまず第一にお
伺ひしたいのは、政府の方で五カ年計
画をこの前発表されたわけですが、あ
の五カ年計画の数字でいきますとい
うと、三十一年から三十七年の間の
農業生産水準が、年の成長率が八・二
五に對して農林水産業が二・五、こ
うな對して農林水産業の生産性を
向上して他産業との均衡のとれた所得
を確保すると言っておられますけれ
ども、あの長期計画でいきますとい
うと、まず第一に生産水準において八
・二と二・五という非常に大きな開
きが出てくるわけですね。そこで、そ
ういふ開きが出てくるわけですね、あ
るいは今後工業の面においての雇用が
ふえて、農林水産業の方に従事して
いる者がそちらに変わっていくのだ、
そういうまた説明でもあるのならわか
りますけれども、どうもあれを見ても
そういうふうには思ひえないので、特
に国民の個人消費が五・五の上昇率
を示すことになつておられますが、一
体これは農林水産業の生産水準が二・五
上つて国民の一人当りの消費水準が
平均して五・五

上るといふのと、どういふ関連が出て
くるわけですか。結局、これはあなた
の方は、他産業との所得の均衡をとる
のだといふことを言われておられます
けれども、これはこれ、あれはあれで
あつて、ただこれは言葉だけだ、こ
ういふことになりませんか。その点か
らお伺ひしたい。

○國務大臣(赤城宗徳君) 他産業との
生活水準がだんだん較差を持つてきて
おる現状でありますので、この均衡を
はかつていくといふことであります
が、鉱工業の実態と農林水産業の実態
は、私から申し上げるまでもなく、
違つておりますので、これを一緒に同
じ率にするといふことは、これは非常
にむづかしい問題だと考へておられ
ます。そこで、その成長率等につきま
しても、国民経済の成長率は六・五
五、こゝういふふりが出ておられます
が、この数字だけで、じゃ農林水産業
もそれと同じように六・五五かと、こ
ういふ見方は三〇％だと、成長率で見
ますれば低い見方をしております。そ
れから鉱工業との関係でもさういふ
な関係になつております。これは鉱工
業との均衡をとりたいといふ計画のも
とに、またさういふ政策を進めたいと
考へておられますが、この実態が御承
知の農業生産でありまから、これを
同じにするといふことは、実際問題と
して参らない、こゝ考へております
でありますので、均衡はとつていく方
向には持つていくといふわけには参り
ませんで、鉱工業の生産の拡大に伴
つて、農林水産業の生産あるいは生活
水準等も向上させていきたい、さうい

ことで、経済五カ年計画とは別に、ま
た農林水産業の五カ年計画といふもの
を作りまして、その計画の線に沿つて
予算措置その他政策を進めていくのが
現状でございます。お話し通り、そ
の差を少なくするといふことには、今
出ておられません。

○江田三郎君 農林白書の中で、日本
農業の問題点として、たしか五つの問
題があげられておりましたけれども、
あの中で一番大きい問題は、農業の所
得水準が非常におくれているといふこ
と、それだからして、あなたのこの問
御説明になつた基本政策でも「他産業
と均衡のとれた所得」といふことを第
一に置かれたのだらうと思ひます。
そこで、さういふことを農林白書でう
たい、また二、三日前の予算に關連し
ての説明でもうたつておられる以上
は、もう少しはつきりわれわれをうな
ずかせるものがなければ、羊頭狗肉だ
と言われない方がないと思ひます。
す。もちろん鉱工業と農林水産業と
が、同じテンポで生産水準が上昇する
ものでないといふことは、これは常識
だらうと思ひます。だからして、やは
り産業構造の中において、第一次産
業、第二次産業、第三次産業の就業構
造がどうなるか、どういふのが進歩的
な経済かといふことは、もう今までも
言ひ古されたことでありますから、私
はそんなことを言つておるのじゃあり
ません、しかし、このように、はつき
りと鉱工業生産水準が八・二になるの
に、農林生産水準は二・五の成長率し
か示さぬといふことになるならば、そ
れをどこかで補うものが出てこなけれ
ばならぬと思ひます。生産水準で
はこゝういふことだけれども、しかし就業

構造においてこゝういふふうに変つて
くるのだ、あるいは国家支出においてこ
ういふふうに変つてくるのだ、何か農
民の消費水準が上るような手が打たれ
てこなければ、こゝであなたがたが
しゃられるようなことは、全く空文に
なつてしまふのじゃないですか。その
点はどうなんですか。もしあなたが、
これは別に農林水産業の方の長期計
画をお持ちになつておるといふその農
林水産業の長期計画が、こゝに総合的
に示されておるところの成長率二・五
といふのよりさらに高いものをお持ち
になつておるのならばよろしい、それ
ならば私も話はわかると思ひますが、
一体どういふことなんですか。

○國務大臣(赤城宗徳君) 就業構造と
か何か方策を考へて、予算あるいは政
策を打ち出しておるのか、こゝういふ
ことであります。御承知の通り、農業
の政策問題は長期にわたりがちであり
ます。わたるような情勢であります。
さうでありますから、私もこゝうい
ふとしまして、長期計画のもとにおい
て、たとへば、この間申し上げました
土地の生産性といふ点、農業基盤
の拡大強化といふ点、基盤を確立
していくといふ点等につきましても、
私どもの五カ年計画あるいは長期経済
計画の線に沿つて、本年度の予算もそ
れだけの裏づけをしてきておる、こ
ういふことであります。あるいはまた畑
作の振興等により、あるいは畜産等と
も結びつけて、これも農家所得の一つ
の基準とはなりますが、さういふ点に
つきましても、たとへば牛乳の生産量
をどれくらい見るといふような基準
に従つて、牛をどれくらいふやしてい
くか、それにつきましても、牛乳の生

産量につきましても、やはりそれに対
する消費の拡大といふようなことを考
へて、予算を提出いたしておるわけ
であります。あるいはその他生活水準の
向上といふ点につきましても、技術加
工面につきましても、それぞれの予算を
上げておるといふことも、総合的に今
申し上げましたような計画に沿つて、
予算の裏づけをしていくわけでありま
す。今お話がありましたように、予算
の裏づけでもあれば、まだ話はわかる
といふことであります。予算といふ
しましては、この間申し上げましたよ
うに、相当程度の予算をこゝに御審
議を願つて、その内容等につきまして
も、こゝういふ計画の線に沿つて考へ
て、予算の裏づけをしていくようなわ
けであります。

○江田三郎君 それじゃ一つも答へに
ならぬと思ひます。あなたの方の政府
で発表された長期計画に基いて、年
成長率は二・五にしか見ていないわけ
なんです。農林省の方で、特に農林水産
業の面において長期計画を立てられた
と言われても、やはりこの企画庁で總
合的にまとめられたこの数字のこの計
画の一環で、それを上回つたものを、別
にお持ちになつておるのじゃないと思
ひます。こゝういふ計画の一環として、
あなたの方で組まれた予算といふもの
は、今こゝへ出されたものと私は違
うと思ひます。その前に、あなたの方
はこゝういふ計画に基いて、農林省
としての予算要求をなさつたはずで
す。しかし、それと現実にこの政府提
案としてこゝへ出たものとは、相当
違つてくるわけなんです。しかも、か
こゝで、今、日本農業の一番の問題点

であるところの所得の低さという問題は、いよいよ較差を大きくしていくだけなんです。だから、さらに二・五が成長できるということだけじゃなしに、それをさらに補う何かがあったら、一次産業、二次産業、三次産業という均衡は、いよいよもって農林白書で憂慮しているような方向へ進むだけなんでしょう。今のあなたのお答えじゃ答えになりませんよ。それをどうお考えになっているかということなんです。

○国務大臣(赤城宗徳君) もちろん五カ年経済計画の線に沿って、私も農林省五カ年計画とかもって長期の計画を立てているわけでございます。その成長率が違ふじゃないかという御指摘かと思うのでありますが、その成長率に沿うように五カ年なら五カ年を、われわれは年次に分けてまして、その年次に従つたような予算を案出してきているのでありますから、別にそれに沿わないということはないと私は考えております。

○江田三郎君 もしそういうふうにおっしゃるなら、この今出されたところの予算で、成長率二・五の方向へはつきりいき得るかどうかという具体的な裏づけができますか。私が言っているのは、さらに二・五できるとしたところ、この総合的な長期計画を照らし合せてみると、鉱工業の方が生産水準は八・二の成長率になっているのだ、あるいは国民の消費水準の一人当り平均は五・五伸びることになっているのだ、さらに二・五できるとしたところ、アンバランスはますますひどくなるじゃないか。しかもその二・五の計画というの、実はあなたの方からずして

いるじゃないかというのですけれども、あなたの方で二・五でいくのだということならば、もともと初年度をゼロにすればいくかもしれない。しかし、少くとも常識的に考えて、二・五の方向にいき得るのだというならば、私はこの予算に基いて、そういう具体的なものを示していただきたいと思う。自信があるなら出していただきたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 成長率に従つて年次計画を立て、それに従つて予算を出しているというふうに先ほど申し上げたのでありますが、しからば予算のどこに二・五という成長率が出るかというふうなことであります。その二・五の農林水産の総合的な成長率のもとに、たとえば土地の生産基盤を五カ年なら五カ年間にどれくらいにしておつたらばそれにいくか、あるいはまたそのほかの生産面についてはどれくらいにいくか、こういうふうなこまかく分けて、その結果が成長率が二・五なら二・五、こういうふうにしてやるわけでありまして。

なお、こまかいことで、もし私の話が不徹底で意味がわからぬということでありましたら、経済計画の方を担当しておりました官房長からよろしければ答弁したいと思います。

○江田三郎君 これはまあ予算委員会でないからいいのですけれども、予算委員会でも今あなたのような答弁をしようとしたら、また政府は黒星ということになりますよ。てんでこの計画、大臣わかつていないじゃないですか。私は何べんも繰り返しておるうちに、この政府案の通り農林水産の生産水準が二・五上つたとしても、鉱工業とのア

ンバランスはますますひどくなつていくのじゃないか。そこで、それをどういう生産水準のアンバランスを何か補正する要素があるのか、たとえば就業構造が変つてくるのだ、あるいは国家支出というものが、財政支出というものが全然變つてくるのだ、だからしてこういう成長率の隔たりはあるけれども、ほかのことで埋め合はせていくというならわかりますけれども、そういう説明は一つもないのですよ。そうすると、農林白書の中の一番の問題点であるところの日本農業の所得の低さという問題は、解決つて方向じゃないですか。これは何も事務当局の答えを待たぬでも、これこそ私は大臣の基本的な問題として、大臣が把握されておられなきゃならぬ問題だと思ひるので

○国務大臣(赤城宗徳君) 農林白書に他産業との所得水準に非常に差が出てきておる、こういうことを指摘しておることは事実であります。そうしてまた、それをなくするようにしたいという政策を考えておることもその通りであります。しかし、農林白書は現実を分析したものでありまして、その較差そのものを直ちに直せるというわけにはいきませんので、較差そのものはあると思ひます。それを全部補う何かの要素を持つておるか持つていないかというところでありますが、それを全部補う要素というものは持つておりませんので、国民経済の成長率とか、他産業との生活水準、あるいは消費水準の向上と同時に、農林水産として生活水準とか、あるいは消費水準を上げていく、こういう目標のもとに政

策をいたしました。予算としてもこれを提出してある、こういう実態といふことが、事実であります。

○江田三郎君 農林白書は問題点を指摘しただけだ、これは無責任な答えだと思ひます。問題点を指摘しただけではそれは終るのじゃないかと思ひます。いやしくも農林省が問題点を指摘した以上は、その問題点解決に向つて進まなければならぬというの、これは常識でしょう。現にあなたの方では、あとで、農林基本政策というのでしたか、名前は私忘れましたけれども、相当こまかい内容のものを発表なさつておるじゃないですか。そうすると、まず第一にこの農林白書を二べん出して、そうして、何か農民に大きな期待を持たして、何かに従つてその次の基本政策では、それをちよつとほやかしてこへ持つてきて、しかしまた失望し切るまでに至らぬようにしておいて、今度はなつてくると、またそれは離れたものになつてきていくじゃないですか。これは私は事務当局の問題じゃないと思ひます。農政を担当されるあなたの基本的な問題であると思ひます。なんばあなたが説明されたところで、この生産水準にこんな大きな開きがきて、二・五の生産水準で、そうして国民の消費水準が五・五上る、この問題点からいへば、これを他産業に追いつかさなければならぬのに、いよいよ離されるようなこういう数字を、一方において総合計画としてお出しになつておいて、説明のしようがないじゃないか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 経済計画によりまして、お話のように国民経済の成長率は鉱工業においては八・二、農

林水産業においては二・五、こういうことになっております。私どもの初年度におきましては、農林水産業の成長率を三〇と、こう見ておるのでありますが、また別の方の一人当りの所得水準という計画におきましては、五カ年間に農業の方においては二・五、工業の方においては二・三、こういうふうな計画を見て、それに沿つて予算も出しておると、こういうことになっております。

○江田三郎君 これ、やはり大臣ちよつと無理ですわ。だから、まあ予算委員会じゃないのですから、何も大臣いじめてどうしようというのじゃないから、私事務当局でよろしいから、この次にもう一べん質問しますから、事務当局にちゃんとした用意を持つてきてもらいたいと思ひます。大臣の不得手な問題を大臣とやつたつてしょうがないのです。事務当局の方の責任者に質問しましょう。だからきょうはちよつとやめておきます。どうせ各般にわたるのですし、私は、ここから出発しないと次の質問が出ないから、この次にやります。

○政府委員(齋藤誠君) 今、江田委員から御質問のありました点につきまして、大臣から全体の考え方を申し上げられたんですが、それになお補足して事実の推移だけにつきまして御説明申し上げておきたいと思ひます。御指摘のよう長期経済計画におきましては、農林業と他産業部門との発展、生産性の向上、並びに所得につままして、可及的に均衡をはかるという考慮のもとに計画を立てた次第であります。が、御指摘のありましたように、農業と鉱工業とにおきましては、おのずか

ら業種の性格上成長率に差があることは当然でございます。従いまして、鉱工業におきましては八・二、農業につきましては基準年次に対しては年成長率三・三、三十一年度の実績に対しては二・五、このように成長率を一応出して、三十七年度における一応経済における目標といたしておるのでございます。この数字自身につきましては、従来の日本における農業の成長率から見まして、過去における成長率から見まして、また海外における農業の成長率から見まして、相当大きな成長率であるわけでありまして、農業だけで見ますと三・三でございますけれども、これ自身が相当大きな成長率になっております。しかし、鉱工業におきましてはその差が出てきておりますけれども、問題になっております所得の均衡を考えます場合におきましては、当然就業率一人当りの所得について、どういふような推移になるかという点が問題になると思ひますが、この点につきましては、一応経済計画におきまして農業における就業人口が、五年後におきましては八十五万に減るといふ計画——基準年次に対して八十五万に減るといふ見通しを立てておりますので、その面におきましては、一人当り所得につきましては、さきに大臣からお話がありましたように、鉱工業が一・二五の伸びに対して、農業の方は一・二五といふことになっておるわけでありまして、従つて、その面におきましては、若干ではありますけれども、現在の所得較差について改善の目標を立てたといふことがいえるわけでありまして、ただ、経済計画の性格でございますけれども、今回の長期経済計画にお

きましては、年次別計画ということよりも五カ年間の三十七年度における日本の歩むべき望ましい姿を描いて、その姿に達成する一つの目標を産業別に掲げて、この目標に照らして、各年度の経済情勢等をにらみ合せながら、毎年度それを一つの基準として計画を立てる、こういうことになっております。従来、経済計画の当初から五カ年計画の年次別計画を立てるといふ形のものに、今回はなっていないのでございます。従いまして、経済計画におきましては、今申しましたそれぞれの部門における目標を達成するために、基本的な方向をいかにすべきであるか。あるいはその目標を達成するための基本的な施策はいかにあるべきであるかという対策を掲げておるにすぎないものであります。農業の方については、いさすれば、その目標を達成するために、資本設備の高度化をはかつて、大いに土地の、農地の開発、改良をし、あるいは機械、家畜の導入をはかるとか、あるいは技術指導の体制を整えるとか、あるいは流通の改善をはかるべきだ、こういう対策を掲げておるわけでございます。従つて、その対策の方向に沿つて、農林省の三十三年度予算につきましても考慮いたしていこう、こういうのが五カ年計画と予算の一般の関係と、われわれは了承いたしました。

○江田三郎君 時間がありませんか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 私はこちらと失礼させていただきます。

○委員長(重政庸徳君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(重政庸徳君) 速記をつけ

て。この件については、本日はこの程度にいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時五十六分散会

昭和三十三年二月十四日印刷

昭和三十三年二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局